

2025 年 5 月 20 日

「立替サービスの貸金業該当性に関する Q&A」の公表



弁護士 石川 貴教

TEL. 03-5220-1855

takanori.ishikawa@morihamada.com



弁護士 岡野 智

TEL. 03-6266-8962

satoshi.okano@morihamada.com



弁護士 芳野 涼

TEL. 03-6266-8590

ryo.yoshino@morihamada.com

I.はじめに

2025 年 4 月 2 日、金融庁は、「立替サービスの貸金業該当性に関する Q&A」(以下「本 Q&A」といいます。)を公表しました¹。近時利用が広がっている立替サービス(事業者が利用者からの依頼を受けて資金を立て替えた上で、後から利用者に対して立替金の支払を請求するサービス)については、サービス提供事業者が利用者に対して信用を供与する側面があり、当該サービスが貸金業法上の「貸付け」に該当するか否かが論点となるところ、本 Q&A は、サービス提供事業者にとっての予測可能性を確保し、サービスの健全な発展を促す観点から、立替サービスの貸金業該当性を判断する上で重要な「貸付け」(貸金業法 2 条 1 項柱書)該当性について、金融庁の基本的な考え方を明らかにするものです。

立替サービスの「貸付け」該当性については、2018 年以降、グレーゾーン解消制度又は法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)を通じて、事業者が実施しようとする事業の個別具体的な事実関係を前提として、金融庁から一定の見解が示されてきましたが、本 Q&A では、2024 年 8 月に金融庁に設置された金融審議会「資金決済制度等ワーキング・グループ」(以下「資金決済等 WG」といいます。)における議論やその報告書の内容を踏まえた上で、「貸付け」該当性に関して、基本的な考え方や解釈が示されています。

立替サービスの貸金業該当性は、資金決済等 WG においても重要な検討テーマの一つでありましたが、昨今の立替サービスの多様化も踏まえると、どのような場合に立替サービスが貸金業(貸付け)に該当するかという判断基準・考慮要素は、今後の立替サービスの実務に影響を与えるものとなりますので、本ニュー

¹ <https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/qatatekae.pdf>

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

スレーターでは、本 Q&A で示された金融庁の考え方をご紹介します。

Ⅱ.資金決済等 WG

1. 議論状況

2025 年 1 月 22 日、金融庁は、「資金決済制度等に関するワーキング・グループ報告書」(以下「資金決済等 WG 報告書」といいます。)を公表しました²。これは、送金・決済・与信サービスの利用者・利用形態の広がりや、新たな金融サービスの登場がみられる中、ビジネスの健全な発展に資する規制のあり方について検討を行うことを目的として、資金決済等 WG における検討結果を取りまとめたものです。

資金決済等 WG では、①送金・決済サービス、②暗号資産・電子決済手段(ステーブルコイン)、③その他の論点について議論が行われ、このうち、③その他の論点の一つとして、「立替サービス」の貸付け該当性が検討されました³。

資金決済等 WG では、立替サービスは、過剰与信の入り口となり得ることや、悪質な加盟店により悪用されるリスクが高く、現に詐欺的な定期購入商法において悪用されている実態がある点などが指摘され、立替サービスの貸付け該当性が議論されました。なお、資金決済等 WG では、近時提供されている立替の要素を含むサービスの例として、下表のサービス類型が紹介されました。

<立替の要素を含むサービスの例>

名称	概要	利用目的	対象となる債権・債務
給与前払い	従業員の申請に基づいて、同月の勤怠実績に応じた金額の範囲内で給与を立替払いし、後日、利用者から立替額を回収するサービス	企業の人材確保 従業員に対する福利厚生	発生済の賃金債権
支払い代行	利用者の通信費や公共料金等の経費を立替払いし、後日利用者に対して一括請求を行うサービス	支払いの一元化による事務効率化 経費のデータ分析	通信費 公共料金

² https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20250122/1.pdf

³ なお、資金決済等 WG 報告書のテーマのうち、送金・決済サービスに関する事項については、「Financial Regulation Newsletter - 資金決済制度等ワーキング・グループ報告書の公表①(送金・決済サービス関連)」2025 年 1 月号、暗号資産・電子決済手段(ステーブルコイン)に関する事項については、「Financial Regulation Newsletter - 資金決済制度等ワーキング・グループ報告書の公表②(暗号資産・ステーブルコイン関連)」2025 年 1 月号をご参照ください。また、資金決済等 WG 報告書を踏まえた資金決済に関する法律の改正案については、「Financial Regulation Newsletter - 令和 7 年資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」2025 年 5 月号をご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

請求代行	利用者が有する売掛債権について、請求書発行から回収等(利用者の求めに応じて立替を行う場合あり)までの事務を一括して請け負うサービス	請求事務の効率化	売掛債権等
BNPL	利用者が物品やサービスの購入を先に行い、後日送付される請求書に基づいて、支払いを行うことを可能とするサービス	簡易な決済手段の確保 カード情報の漏洩や不正 利用の防止	商品売上の代金 役務提供の対価
BPSP	利用者が保有するクレジットカードを活用して、クレジットカード非加盟店に対する事業性の支払いを可能とするサービス	支払いの一元化による 事務効率化	仕入経費、外注費、家賃、光熱費等

(出典)金融庁「資金決済制度等に関するワーキング・グループ 第3回 事務局説明資料」(2024年10月24日)⁴(以下「第3回説明資料」といいます。)9頁に基づき筆者らが作成

2. 提言内容

資金決済等WG報告書では、資金決済等WGにおける議論を踏まえ、事業者が利用者からの依頼を受けて資金を立て替えた上で、後から利用者に対して立替金の支払を請求するサービスを「立替サービス」と捉えた上で、立替サービスには様々な法的構成やスキームが存在することから、貸付け該当性を一律の基準で判断することは困難であると指摘されました。

他方で、適切な利用者保護を図りつつ、サービス提供事業者にとっての予測可能性を確保し、サービスの健全な発展を促す観点から、貸付け該当性について、一定の判断枠組みを示した上で、各立替サービスの個別具体的な事情を総合的に考慮して実質的に判断することが適切であると提言されました。具体的には、立替サービスの貸付け該当性について、資金需要者等の利益の保護という貸金業法の趣旨を前提とした上で、各サービスの実態に照らし、①どの程度資金需要者の支払能力を補完しているか、②どの程度資金需要者の信用力を考慮しているかなどに着目して、貸付けと同等の経済的効果を有するかを個別に判断することとし、その際には、例えば、手数料の設定方法、立替期間及び資金需要者の属性・利用態様等を総合的に勘案することが考えられるとされました。

⁴ https://www.fsa.go.jp/singi/kessaiseido_wg/siryou/20241024/1.pdf

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

Ⅲ.立替サービスの貸金業該当性に関する Q&A

上記のとおり、資金決済等 WG 報告書では、立替サービスの「貸付け」該当性に関する貸金業法等の改正については見送られることとなりましたが、本 Q&A では、資金決済等 WG における議論や資金決済等 WG 報告書の内容を踏まえた上で、立替サービスの「貸付け」該当性に関して、金融庁の基本的な考え方や解釈が示されました。

1. 貸金業とは(本 Q&A 問 1 関連)

貸金業法 2 条 1 項において、「貸金業」とは、「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。)で業として行うもの」と定義されています。

上記定義のとおり、貸金業法では、「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付」も含まれており、消費貸借契約(民法 587 条)以外の方法による金銭の交付等についても、「貸付け」に含めて定義されています。そこで、貸金業法上の「貸付け」該当性については、契約類型にとらわれず、「貸付け」と同等の経済的効果を有するかどうかに着目する必要があると考えられています。

「業として行う」とは、反復継続の意思の下に金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を行うことをいい、営利を目的として特別の設備を備える等一個の業態として行うことまでは必要とされないと解されています。また、必ずしも貸付けの相手が不特定多数の者であることを要せず、事業者が報酬又は利益を得る意思や現に報酬等を得た事実を要しないと解されています⁵。

2. 立替サービスとは(本 Q&A 問 2 関連)

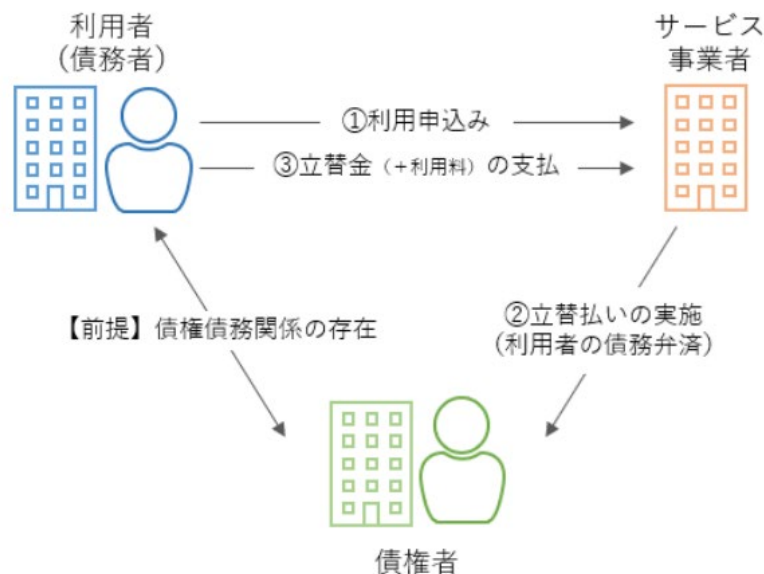
本 Q&A では、「立替サービス」とは、「事業者が、債権者に対して金銭債務を負う利用者から立替払いの依頼(利用申込み)を受けて、当該事業者の有する資金から当該債権者に対して金銭を支払い(立替払いの実施)、その後、当該利用者が当該事業者に対して立替金等を支払うサービス」であるとされています。これは、資金決済等 WG 報告書における定義(上記Ⅱ.1.参照)と同旨であるとされています。

⁵ なお、貸付けを業として行う場合であっても、貸付けを業として行うことについて他の法律に特別の規定のある者(例:銀行)、物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行う貸付け、事業者がその従業員に対して行う貸付け、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定める者がする貸付け等については、貸金業から除かれています(貸金業法 2 条 1 項各号、貸金業法施行令 1 条の 2)。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

(参考イメージ図)



(出典)本 Q&A3 頁

3. 立替サービスの貸金業該当性の判断基準(本 Q&A 問 3～5 関連)

上記 1.のとおり、貸金業法上の「貸付け」該当性は、契約類型にとらわれず、「貸付け」と同等の経済的効果を有するかどうかに着目する必要があると考えられています。そして、金銭消費貸借契約は、i)金銭返還の合意と ii)金銭の交付によって成立し(民法 587 条)、金銭の交付には借り手の指示する第三者に対する交付も含むと解されるところ、上記 2.のとおり、立替サービスは、i')利用者が事業者に対して立替金を支払う旨の合意があり(上記 2.のイメージ図中①・③)、ii')事業者が債権者に対して立替払いとして金銭を交付する(上記 2.のイメージ図中②)のものであり、貸付けと経済的に類似する側面があるため、立替サービスの貸付け該当性を検討する必要があるとされています。

もっとも、立替サービスには様々な法的構成やスキームが存在することから、立替サービスの「貸付け」該当性を一律の基準で判断することは困難であり、各立替サービスの個別具体的な事情を総合的に考慮して実質的に行うことが適切であると考えられています。

具体的には、資金需要者等の利益の保護という貸金業法の趣旨を前提とした上で、各サービスの実態に照らし、①どの程度資金需要者の支払能力を補完しているか、②どの程度資金需要者の信用力を考慮しているか等に着目して、貸付けと同等の経済的効果を有するかを個別に判断し、その際には、例えば、手数料の設定方法、立替期間、及び資金需要者の属性・利用態様等を総合的に勘案することが考えられるとされています。なお、その判断等の際には、サービス全体の経済的効果を検討し、当該サービスの一部のみを取り出して検討することのないように留意する必要があるとされています。

以上の考え方は、基本的に、資金決済等 WG 報告書の提言内容(上記Ⅱ.2.参照)と同旨であると考えられますが、本 Q&A では、さらに上記①及び②の考慮要素について、それぞれ以下の考え方が示されています。

考慮要素	考え方
①どの程度資金需要者の支払能力を補完しているか	(1) 立替サービスを利用することによって、その利用者は、その負担する債務の支払期日に手元資金がない場合における当該債務の弁済や、手元資金を当該債務の弁済以外の用途に活用すること等ができるようになります。このため、立替サービスには資金需要者である利用者の支払能力を補完する側面があります。もっとも、各立替サービスが、どの程度資金需要者の支払能力を補完するかは、サービスごとに様々であり、それぞれの実態に照らして検討することが適切であると考えられます。 (2) 例えば、<u>事務作業の効率化等を目的としたサービスで、立替額が少額かつ立替期間が極めて短期であるもの等については、立替えに伴う繰延べ等の経済的効果が小さく、資金需要者の支払能力を補完する程度が小さいもの</u>と考えられます。 (3) なお、貸金業法では、少額又は短期的な貸付けであっても「貸付け」に該当し得るため、<u>立替額の多寡や立替期間の長短のみをもって貸付けに該当するかを判断することはできない点に留意する必要があります。</u>
②どの程度資金需要者の信用力を考慮しているか	(1) 立替サービスでは、事業者は、利用者のために自らの資金をもって立替金を支払う以上、立替金を利用者から回収できるかを考慮した上で、利用方法や手数料の算出方法等を含めたサービス全体を設計すると考えられます。このため、立替サービスには資金需要者である利用者の信用力を考慮する側面があります。もっとも、各立替サービスが、どの程度資金需要者の信用力を考慮しているかは、サービスごとに様々であり、当該サービスの実態に照らして検討するのが適切であると考えられます。 (2) 例えば、<u>事業者が、利用者の財務状況等を確認した上で、財務状況等に応じて、サービス利用の可否を決める、利用に係る手数料を変動させる、又は利用上限額を定める等の場合には、資金需要者の信用力を考慮する程度が大きいもの</u>と考えられます。より具体的には、<u>事業者が、利用者に月収の状況やその入金を確認できる書面を提出させ、利用者ごとに立替サービスの手数料や利用上限額を設定するサービスのように、事業者において利用者の信用力を調査して利用上限額を定めている場合等</u>が挙げられます。また、<u>利用に係る手数料が一律の場合であっても、事業者が提供する事務作業の効率化等のサービス内容に比して手数</u>

	料が高額であるとき等は、資金需要者である利用者ごとに信用力を考慮することに代えて、想定される利用者の信用力を全体として考慮していると考えられることに留意する必要があります。 (3) サービス全体の経済的効果を検討する必要があることは上記 1.のとおりですが、事業者が信用力の調査をする手法には、自ら利用者の信用力を調査することに限らず、当該調査を第三者に委託することも含まれると考えられます。
--	--

4. これまでに公表された事例(本 Q&A 問 6 関連)

本 Q&A では、立替サービスの「貸付け」該当性について、金融庁によりこれまで公表された以下の 4 つの事例が挙げられています。

① グレーゾーン解消制度(2018 年 12 月 20 日回答⁶): 給与前払サービス

【事例の概要】

本事例では、事業者が、導入企業と業務委託契約を締結し、導入企業の従業員と利用規約を締結することで、従業員の申請に応じて、従業員の勤怠実績に応じた賃金相当額を上限として、申請された金額を従業員の給与口座に振り込む(導入企業のために立て替える)という給与前払いサービスが対象とされています。

【回答】

本事例のサービスは、貸金業法上の「貸付け」に該当しないとの見解が示されています。

【本 Q&A との関係】

本事例では、(a)従業員の勤怠実績に応じた賃金相当額を上限とした給与支払日までの極めて短期間の給与の前払いの立替えであること、(b)導入企業の支払い能力を補完するための資金の立替えを行っているものではないこと、(c)手数料についても導入企業の信用力によらず一定に決められていること等を踏まえて、「貸付け」に該当しないと判断されています。

本 Q&A における判断基準(上記 3.)に照らすと、それぞれ、(a)については、「立替額が少額かつ立替期間が極めて短期であるもの」(上記 3.①(2))として、(b)と合わせて、「①資金需要者の支払能力」を補完する程度が小さいとの評価に繋がる事情と位置付けられると考えられます。また、(c)については、「事業者が、利用者の財務状況等を確認した上で、財務状況等に応じて、…利用に係る手数料を変動させる」(上記 3.②(2))ものではなく、「②資金需要者の信用力」を考慮する程度が小さいとの評価に繋がる事情と位置付けられると考えられます。

⁶ <https://www.fsa.go.jp/policy/kyousouryokukyouka/grayzone/02.pdf>

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

これらの事情が考慮された結果、本事例のサービスは、貸付けと同等の経済的効果を有するものではなく、「貸付け」に該当しないと判断されたと考えられます。

② グレーゾーン解消制度(2019年12月25日回答⁷):教育機関向け医療費立替金回収代行サービス
【事例の概要】

本事例では、事業者が、教育機関と業務委託契約を締結し、宿泊学習中に生徒児童が医療機関を受診した際に教育機関が支払った医療費について、その医療費実費を教育機関に支払い、その後、当該生徒児童の保護者から回収を行うサービスが対象とされています。

【回答】

本事例のサービスは、貸金業法上の「貸付け」に該当しないとの見解が示されています。

【本Q&Aとの関係】

本事例では、(a)利用料が、少額であって、保護者の信用力に応じて変動するものではなく、立替払いの発生の有無、立替期間や立替額にかかわらず一定であること、(b)教育機関が支払った医療費の実費を立て替えるものであること、(c)対象となる医療費は、宿泊学習という限られた期間に発生したものに限られること、(d)保護者の資金需要を判断して実行されるものではないこと等を踏まえて、「貸付け」に該当しないと判断されています。

本Q&Aにおける判断基準(上記3.)に照らすと、それぞれ、(a)については、「事業者が、利用者の財務状況等を確認した上で、財務状況等に応じて、…利用に係る手数料を変動させる」(上記3.②(2))のものや、「事業者が提供する事務作業の効率化等のサービス内容に比して手数料が高額である」(上記3.②(2))ものではないとして、「②資金需要者の信用力」を考慮する程度が小さいとの評価に繋がる事情と位置付けられると考えられます。また、(b)及び(c)については、「立替額が少額かつ立替期間が極めて短期であるもの」(上記3.①(2))として、(d)と合わせて、「①資金需要者の支払能力」を補完する程度が小さいとの評価に繋がる事情と位置付けられると考えられます。

これらの事情が考慮された結果、本事例のサービスは、貸付けと同等の経済的効果を有するものではなく、「貸付け」に該当しないと判断されたと考えられます。

③ 法令適用事前確認手続(2022年10月12日照会⁸、同年11月2日回答⁹):個人事業主等に向けた、金銭債務の支払を代行する立替払いサービス
【事例の概要】

本事例では、個人事業主、フリーランス及び法人向けに、金銭債務の支払いを代行する立替払い

⁷ <https://www.fsa.go.jp/policy/kyousouryokukyouka/grayzone/03.pdf>

⁸ https://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou_2/kashikin/024_15a.pdf

⁹ https://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou_2/kashikin/024_15b.pdf

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

サービスが対象とされています。

【回答】

本事例のサービスは、貸金業法上の「貸付け」に該当するとの見解が示されています。

【本 Q&A との関係】

本事例は、他の事例とは異なり、「貸付け」に該当すると判断された事例です。本事例の回答書には、判断の具体的な理由は記載されていませんが、第 3 回説明資料 8 頁によれば、(a)都度申請が必要であることや翌月末までの精算を要することといった手続き面を踏まえると、立替サービスを利用しない場合と比較して、立替えの目的が事務の効率化・簡便化にあるとまでは言えないこと、(b)立替金額について月収に応じて利用上限額を設定しており、信用力に応じて貸付けの実行判断を行っていると考えられること、(c)ユーザーに個人事業主やフリーランスを想定しており、資金需要者を保護し過剰貸付けを抑制する観点から、その法益を保護すべき必要性が高いこと等が判断要素として挙げられていることが参考になります。

本 Q&A における判断基準(上記 3.)に照らすと、それぞれ、(a)については、「事務作業の効率化等を目的としたサービス」(上記 3.①(2))とはいえず、「①資金需要者の支払能力」を補完する程度が大きいとの評価に繋がる事情と位置付けられると考えられます。また、(b)については、「事業者が、利用者の財務状況等を確認した上で、財務状況等に応じて、…利用上限額を定める」(上記 3.②(2))ものであるとして、「②資金需要者の信用力」を考慮する程度が大きいとの評価に繋がる事情と位置付けられると考えられます。(c)については、上記判断基準との関係は明らかではありませんが、「資金需要者等の利益の保護という貸金業法の趣旨を前提」とするとされている点に関連すると考えられます。

これらの事情が考慮された結果、本事例のサービスは、貸付けと同等の経済的効果を有するものであり、「貸付け」に該当すると判断されたと考えられます。

④ グレーゾーン解消制度(2024 年 5 月 15 日回答¹⁰):給与前払代行サービス利用者等に対する給与支払代行サービス

【事例の概要】

本事例では、事業者(以下「当該事業者」といいます。)が、本サービス(後述に定義します。)を導入する企業(以下「導入企業」といいます。)との間で時給又は日給計算で給与を支払う有期雇用契約従業員(以下「従業員」といいます。)に係る給与計算代行業務(以下「給与計算代行業務」といいます。)の委託に係る業務委託契約を締結し、当該契約に基づき給与前払い代行サービスを提供しているところ、当該事業者において、給与前払い代行サービスに加えて、導入企業の従業員を対象として前払い後の給与残額や毎月の給与支払代行業務を行う以下のサービス(以下、給与前払い代行サービス及びサー

¹⁰ <https://www.fsa.go.jp/policy/kyousouryokukyouka/grayzone/09.pdf>

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

ビスⅠ～Ⅲ(概要は以下)を総称して「本サービス」といいます。)が対象とされています。

- ・サービスⅠ：給与前払い代行サービスの利用申請をした従業員のうち導入企業が指定した従業員(以下「指定申請従業員」といいます。)で給与前払い代行サービスを利用した指定申請従業員について、給与残額の支払いを代行するサービス
- ・サービスⅡ：給与前払い代行サービスを利用しなかった指定申請従業員について、毎月の給与支払いを代行するサービス
- ・サービスⅢ：給与前払い代行サービスの利用申請をしていない従業員のうち導入企業が指定した従業員に対する、毎月の給与支払いを代行するサービス

【回答】

本事例の本サービスは、貸金業法上の「貸付け」に該当しないとの見解が示されています。

【本 Q&A との関係】

本サービスにおいては当該事業者が支払代行した導入企業の給与額の精算を導入企業所定の給与支給日と同日に行うこととなっており、本サービスのうち、給与前払い代行サービス及びサービスⅠ(給与前払い分)については、上記①の金融庁回答において、給与前払日と精算日(給与支給日)の間における立替えに係る考え方を既に示しているとした上で、サービスⅠ(給与前払いを行わなかった残額分)～Ⅲについては、当該事業者による従業員への給与支給が先で、導入企業による当該事業者への入金が後になった場合には、一時的な立替えが生じる可能性があるものの、(a)当該立替えは、銀行口座への入金及び着金のタイミングにより生じる可能性があるもので、当該事業者と導入企業との間の本質的な契約内容にはなっていないこと、(b)立替えをした日の同日中には精算されるものであること、(c)給与計算代行業務の委託料についても導入企業の信用力によらず一定に決められていることを踏まえて、「貸付け」に該当しないと判断されています。

本 Q&A における判断基準(上記 3.)に照らすと、それぞれ、(b)については、「立替期間が極めて短期であるもの」(上記 3.①(2))として、(a)と合わせて、「①資金需要者の支払能力」を補完する程度が小さいとの評価に繋がる事情と位置付けられると考えられます。また、(c)については、「事業者が、利用者の財務状況等を確認した上で、財務状況等に応じて、…利用に係る手数料を変動させる」(上記 3.②(2))ものではないとして、「②資金需要者の信用力」を考慮する程度が小さいとの評価に繋がる事情と位置付けられると考えられます。

これらの事情が考慮された結果、本事例のサービスは、貸付けと同等の経済的効果を有するものではなく、「貸付け」に該当しないと判断されたと考えられます。

IV.さいごに

以上のとおり、本 Q&A により立替サービスの貸付け該当性に関する基本的な考え方が公表されたこと
当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

から、既に立替サービスを提供されている事業者においては、上記の判断基準・考慮要素等を踏まえて、自社の立替サービスが貸付けに該当するものではないかを検証することが望ましく、また、今後、立替サービスの提供を検討する場合には、本 Q&A が示す判断基準との整合性を十分に精査した上で、貸金業該当性を検討し¹¹、サービスを設計する必要があると考えられます。

なお、本 Q&A における回答は、あくまでも、法令等に関する現時点での一般的な解釈を示すものであり、個別事案に対する法令等の適用の有無を回答するものではありません。個別事案に対する法令等の適用の有無は、当該事案における事実関係を前提とし、事案ごとに、法令等の趣旨を踏まえて実質的に判断されるものであることに留意が必要です。加えて、異なる前提条件が存在する場合や関係法令等が変更される場合等には、考え方が異なることもあることに留意が必要です。

¹¹ 貸金業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては内閣総理大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません(貸金業法 3 条 1 項)。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.